



税理士のための 借地権基礎 丸わかり講座

～ 借地権の税務判断をわかりやすく解説 ～

基本的な税務上の留意項目が主となります。

- ① 個人間における借地権
- ② 法人が関係する借地権
- ③ 各種届出書の提出時期、出し忘れに対する実践的対処方法



講師

伊藤 俊一 氏

伊藤俊一税理士事務所 代表税理士

1978年(昭和53年)愛知県生まれ。
勤務時代、都内会計事務所を経て、都内コンサルティング会社にて某メガバンク案件に係る事業再生、事業承継、資本政策、相続税等のあらゆる税分野のコンサルティングを経験。
特に、事業承継・少数株主からの株式集約(中小企業の資本政策)・相続税・地主様の土地有効活用コンサルティングは勤務時代から通算すると数百件のスキーム立案実行を経験しており、豊富な経験と実績を有する。一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻(専攻:租税法/研究テーマ:民事信託)修士課程在学中。
現在、厚生労働省ファイナンシャル・プランニング技能検定 試験委員。信託法学会所属。

東京生講座
オンラインLIVE講座*

4/22日 13:00-15:00

会場受講 先着 40 名様

*オンラインLIVE講座は
チャットによる質問が可能です。

会場

[田町] ビジョンセンター田町 JR山手線・京浜東北線「田町駅(三田口)」徒歩2分 / 都営浅草線・三田線「三田駅(A3出口)」徒歩1分
東京都港区芝5-31-19 オーエックス田町ビル4階 TEL:03-6262-3553

受講料

一般: [会場受講] 15,000円
[オンライン] 15,000円
会員: 無料 資産税実務研究会 / 定額制クラブ / 資産税オンラインスクール

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

講座内容

基本的な税務上の留意項目が主となります。

① 個人間における借地権

- ・使用貸借と借地権

借地権の目的となっている土地(底地)を借地権者以外の者が取得した場合
土地の無償借受け時に借地権相当額の課税が行われている場合等々

② 法人が関係する借地権

- ・借地人が法人、地主が個人のケース ・借地人が個人、地主が法人のケース

(例)

- ・借地人(法人)地主(個人)の場合の借地権の設定等を利用した節税策
- ・借地人(法人)地主(個人)の場合の賃貸物件及び法人を活用した節税策
- 借地人が法人、地主がオーナー経営者で、土地を一括譲渡する場合

③ 各種届出書の提出時期、出し忘れに対する実践的対処方法

無償返還届出書を提出失念したケース等々

会場案内

田町

ビジョンセンター田町

東京都港区芝5-31-19 オーエックス田町ビル4階

TEL:03-6262-3553

JR山手線・京浜東北線「田町駅(三田口)」徒歩2分

都営浅草線・三田線「三田駅(A3出口)」徒歩1分



お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

2019/4/22(月)「税理士のための借地権基礎 丸わかり講座」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 生講座会場受講(40名様) オンラインLIVE講座

種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 定額制クラブ(無料) 資産税実務研究会 会員(無料) 資産税オンラインスクール 会員(無料) 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL.1

TEL.2 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

FAX

E-mail